

農山漁村未来創造事業評価委員会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、農山漁村未来創造事業実施要領（以下「実施要領」という。）第5に定める評価委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し、必要な事項を定める。

(事前確認)

第2条 事業実施主体から提出された事業計画について、事務局は、事前確認を行う。

- 2 事前確認では、実施要領に規定する内容との整合性や実施要件等を確認する。
- 3 事前確認により、実施要件等を満たしていることが確認された場合は、当該事業計画は評価・選定を受けることができる。

(評価)

- 第3条 委員会の各委員による評価については、様式第1号に基づく総合評価方式により行うこととし、原則、一次審査（書類審査）を行い、選考された事業計画については、二次審査（事業実施主体によるプレゼンテーション及び質疑応答に基づく審査）を実施するものとする。ただし、委員会が不要であると認める場合はこの限りではない。また、委員と事業実施主体の関係性を考慮し、公平かつ公正な審査が困難と判断される場合は、当該委員は採点しないものとすることができる。
- 2 事務局は前項の規定に基づき採点された結果を集計し、その合計点を算出する。
 - 3 前項の結果を踏まえて、委員の協議により、事業実施の適否を決定する。
 - 4 評価において、疑義が生じた場合は、その都度委員相互で協議を行う。
 - 5 委員会は、必要に応じて付帯条件を付すことができる。
 - 6 委員会による評価結果を踏まえ、知事は予算の範囲内で補助対象事業を決定する。
 - 7 委員会及び評価経過については非公開とする。

(結果の公表)

第4条 事務局は、実施要領第5の規定に基づき、評価の結果を様式第2号により事業計画の提出のあった市町村長を経由して各事業実施主体に通知する。また、採択結果については、必要な事項について公表する。

(責務)

- 第5条 委員は、公正かつ公平に審査を行わなければならない。
- 2 委員は、補助対象事業の評価に係る過程で知り得た情報を他に漏らしてはならない。ただし、県が公表した情報及び委員会が公表した情報についてはこの限りではない。

(その他)

第6条 この要領に定めのない事項については、委員会において決定する。

附 則

- 1 この要領は、平成28年6月13日から施行する。
- 2 この要領は、農山漁村未来創造事業の終了をもって、その効力を失う。

附 則

この要領は、平成29年4月3日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月2日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則
この要領は、令和元年7月16日から施行する。

附 則
この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則
この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則
この要領は、令和4年4月1日から施行する。

（ 年度）

※受付番号	
-------	--

申請者		委員氏名	
取組名			

(参考)採点目安

	(劣っている)		(やや劣っている)		(普通)	(優れている)		(大変優れている)			
点数	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10

5つの評価項目		評価点 (0~10点(整数))
事業目的の 的確性	<ul style="list-style-type: none"> 地域の特性に則したニーズや課題を的確に捉えているか。 事業効果や成果目標は、課題解決の観点から適当か。 	
新規性・独創性 (創意工夫)	<ul style="list-style-type: none"> 地域の課題を解決するため、新たな発想や技術を活かし、創意工夫が図られているか。 	
地域貢献・波及性 (地方創生)	<ul style="list-style-type: none"> 地域の農林水産業の活性化に、貢献するか。 他の地域のモデルとなるような、波及効果が期待できるか。 	
継続性・発展性	<ul style="list-style-type: none"> 継続して事業を実施する仕組みが構築されているか。 今回の取組を起点として、更なる発展が期待できるか。 	
事業規模の 妥当性	<ul style="list-style-type: none"> 事業の投資額やスケジュールは、具体的で実現性があるか。 収支計画や費用対効果は、妥当か。 	
小計①		〇〇点

重点支援対象の取組		加算率
DX	※別紙リストから入力	※別紙リストから入力
GX	※別紙リストから入力	※別紙リストから入力
人材活躍・ とくしま回帰	※別紙リストから入力	※別紙リストから入力
輸出拡大	※別紙リストから入力	※別紙リストから入力
加算率 計②		%

総合評価 = ① × (100% + ②)

総 合 評 価	〇〇点
【特記事項】 優れている点、改善すべき点等について、記載してください。	

(別紙リスト)

重点支援に該当する取組		加算率
【DX】 スマート 農林水産業 ※最大8%	ドローン、ロボット、IoT等「スマート技術」を活用した生産性向上・高品質化に資する取組	5%
	上記のうち、スマート機器の「地域での共同利用」や「作業支援サービス」の普及拡大が主となる取組	8%
	デジタル技術導入による販売・流通業務の合理化・効率化を図る取組	5%
【GX】 サステイナブル 農林水産業 ※最大8%	受益者※が「有機JAS」、「FSC」、「水産エコラベル」、「HACCP」等の環境負荷軽減や安全・安心に資する認証制度を取得している取組 (※受益戸数が、10戸未満の場合はその過半、10戸以上の場合は5戸以上)	3%
	温暖化適応品種・技術の普及拡大など気候変動の影響を回避する取組	5%
	生産施設の省エネ化・再エネ利用など脱炭素化に繋がる取組	5%
	上記のうち、最先端技術の導入や地域ぐるみの施設整備など全県展開に繋がる「優良モデル」となる取組	8%
人材活躍・ とくしま回帰 ※最大8%	代表者・役員の過半が「40代以下」又は「女性」である事業体の取組	3%
	上記のうち、事業体が法人化している取組	5%
	障がい者・高齢者(農福連携)、外国人材など多様な担い手の受入れ環境の整備が主となる取組	5%
	ワーケーション、農業体験、農泊など都市・農山漁村交流に繋がる取組	5%
	リタイアインフラの活用等による移住者・後継者確保が主となる取組	5%
輸出拡大 ※最大8%	輸出の拡大が主となる取組	5%
	「国際水準GAP」、「ハラール」等の国際認証を活用した輸出拡大が主となる取組	8%
	輸出先国のニーズや規制に対応した輸出産地形成の取組	8%

殿

徳 島 県 知 事

〇〇年度農山漁村未来創造事業計画の（承認・不承認）について（通知）

〇〇年〇月〇日付けで提出のありました農山漁村未来創造事業計画については、農山漁村未来創造事業実施要領第5の2の規定により次のとおり（承認する・一部を承認する・承認しない）こととしましたので、通知します。

- 1 取 組 名 〇〇
- 2 交付見込額 金〇〇〇〇〇円
 内訳
 (1) 〇〇年度 金〇〇〇〇〇円
 (補助率 ハード〇/〇以内 ソフト〇/〇以内, 上限 〇〇〇〇円)
- (2) 〇〇年度 金〇〇〇〇〇円
 (補助率 ハード〇/〇以内 ソフト〇/〇以内, 上限 〇〇〇〇円)
- (3) 〇〇年度 金〇〇〇〇〇円
 (補助率 ハード〇/〇以内 ソフト〇/〇以内, 上限 〇〇〇〇円)
- 3 (一部を) 承認しないこととした理由